

保護者様
地域の皆様

亀山市立亀山南小学校
校長 矢田 祥吾

台風（暴風・大雨・洪水）時等における児童の登下校について（改訂版）

亀山南小学校では台風時における児童の登下校について、下記のように取り扱いますので、ご了承くださいとともに、児童の登下校における安全確保について万全を期していただきますようお願いいたします。なお、令和8年5月28日より、気象庁が発出する「防災気象情報」が変わったことにより本案内も内容・表記等を一部改訂いたしました。

記

1. 始業前に「暴風警報」「暴風雪警報」が発出された場合

- (1) 児童は登校しない。
- (2) 警報が午前11時までに解除されたときは、余裕をもって登校し、当日の授業を受ける。
ただし、道路の浸水や積雪、橋の決壊や凍結などの状況などを確認してから登校する。
- (3) 登校中に警報が発出された場合
 - ① 保護者が、気が付けば迎えに行き、登校をやめさせる。
 - ② 登校した児童については、2の(2)(3)の対応をとる。
- (4) 午前11時においても警報が解除されない時は、当日の授業は中止とする。

2. 始業後に「暴風警報」「暴風雪警報」が発出された場合

- (1) 原則として直ちに授業を中止し、すみやかに児童を帰宅させる。
- (2) 状況に応じて教師のつき添いによる集団下校などの対応をとる。
- (3) 安全に帰宅することが困難と認められる児童については、学校に待機させ、保護者と緊密な連絡をとり、引き渡し等を相談する。

3. 「気象特別警報・危険警報(新規)」が発出された場合

- (1) 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい「レベル5大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」及び「レベル4大雨危険警報」が出された場合は、上記1. 2. の通り対応するものとする。
- (2) 亀山南小校区及び近隣校区において、「レベル5河川氾濫特別警報」「レベル5土砂災害特別警報」「レベル4河川氾濫危険警報」「レベル4土砂災害危険警報」が発出された場合は、地区の実情に応じ、危険が明らかに予想され、現実に危険があるときは、3の(1)に準じ、適切な対応をとるものとする。

4. その他

- (1) 「レベル3大雨警報」等が発出されている場合は、家のまわり、地域の安全を十分確かめて登校させるなど、その対応については各家庭において判断をお願いします。
- (2) 登下校については、必要に応じてPTA役員・地区委員を通して、対応について連絡し合い、指示を伝えていくようにします。
- (3) テレビ・ラジオ等で報道される警報は、「亀山市」としての発表となります。
※市町ごとに発表された警報・注意報は気象庁のホームページで確認できます。

※ 上記1、2、3の場合とも、「つながる連絡」等にて授業開始に関する内容や、休校や翌授業日の内容などについて連絡しますが、状況によっては電話回線の混雑などで連絡ができないこともあります。
その場合は、各家庭で児童の安全を最優先に考え、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

以上

【参考】

令和8年5月下旬より 気象の警報などが大きく変わります

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

(気象庁 HP より)